

## 第 13 章 雑 則

### (時 効)

- 第 101 条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2 年を経過したとき、給付を受ける権利は、5 年を経過したときは、時効によって消滅する。
2. 第 1 種退職年金及び第 2 種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。
3. 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第 141 条第 1 項において準用する法第 86 条第 1 項の規定による督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

### (給付の制限)

- 第 102 条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。
2. 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者が自己の故意の犯罪行為により死亡したときは、その全部又は一部の支給を行わないことができるものとする。

第 102 条の 2 この基金は、掛金を徴収することができなかった期間のうち、厚生年金保険被保険者期間において法第 75 条を適用することとされた期間にあっては、当該期間について給付を行わないことができるものとする。

### (不服申立て)

第 103 条 標準給与若しくは給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第 141 条第 1 項において準用する法第 86 条の規定による処分に不服のある者については、法第 6 章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第 91 条の 3 中「第 90 条第 1 項又は第 91 条第 1 項」とあるのは「平成 25 年改正法附則第 84 条において準用する第 90 条第 1 項又は第 91 条第 1 項」と読み替えるものとする。

### (還元融資)

第 104 条 この基金の設立事業所の事業主、事業主が共同で設立している法人及びこの基金は、加入員及び加入員であった者の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約に係る資産についてその総額の 4 分の 1 に相当する額を上回らない額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付を受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第 105 条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第 105 条の 2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2. この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(業務概況の周知)

第 106 条 この基金は、法第 177 条の 2 の規定にもとづき、基金規則第 56 条の 2 に定めるところにより、この基金の業務の概況について、加入員及び加入員以外の者であってこの基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者に周知させるものとする。

2. この基金は、法第 115 条第 4 項の規定に定めるところにより、この基金の規約を変更したときは、遅滞なく、基金の規約を設立事業所に使用される加入員に周知させるものとする。

(権利義務移転時の資産分割)

第 107 条 基金が、確定給付企業年金への権利義務移転(改正前確定給付企業年金法第 110 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める場合を除く。以下この条において「権利義務移転」という。)を行う場合にあっては、基金はその資産(法第 136 条の 2 に規定する年金給付等積立金をいう。以下この条において同じ。)のうち、当該権利義務移転を行う者に係る資産の額を移換するものとする。

2 前項の権利義務移転を行う者に係る資産の額は、当該権利義務移転の日の前日における資産の額から最低責任準備金を控除した額に、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

(1) 権利義務移転の日の直近の財政計算の計算基準日(以下この条において「基準日」という。)における権利義務移転を行う者に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(2) 基準日における基金の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(実施規程)

第 108 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。